

公益社団法人福島県栄養士会 2021年度(第9回)定時総会

とき：2021年6月12日(土) 13:30～15:00

ところ：郡山市労働福祉会館

公益社団法人 福島県栄養士会

〒963-8014 福島県郡山市虎丸町6-18

虎丸ビル201

電話 024-939-1195

栄養士憲章

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実践を期するものである。

【専門性の自覚】 1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。

【業務の原則】 1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

【生涯学習】 1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と、知識及び技術の向上に努める。

【融和と連繋】 1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の充実のため、社会の融和と連繋に努める。

【栄養士会】 1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

公益社団法人 日本栄養士会

公益社団法人福島県栄養士会 2021年度(第9回)定時総会

次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 捶

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人及び書記任命

5. 議 事

(1) 第1号議案 定款の変更の件

(2) 第2号議案 2020年度の事業報告案の件

(3) 第3号議案 2020年度の収支決算報告案の件

6. 報 告

(1) 2021年度事業執行計画・予算について

7. そ の 他

8. 閉 会

2021年度 公益社団法人福島県栄養士会 会長表彰（2名）

・高橋 真由美

・佐々木 美江

公益社団法人福島県栄養士会定款の変更の件

【議案の趣旨】

公益社団法人福島県栄養士会定款第20条第3項、第21条第1項、第2項、第3項、第23条第1項第1号、第24条第4項について、下記のとおり変更することの可否。

記

変更案	現行
公益社団法人福島県栄養士会定款	公益社団法人福島県栄養士会定款
<u>制定施行 平成25年4月 1日</u> 一部改正 平成29年6月17日 二部改正 令和3年6月12日	<u>制定施行 平成25年4月 1日</u> 一部改正 平成29年6月17日
第1条～第19条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) <u>3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u> (書面議決等)	第1条～第19条 (略) (決議) 第20条 (略) 2 (略) (書面議決等)
第21条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。 2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。 3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。	第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

第22条 (略) (役員の種類及び定数)	第22条 (略) (役員の種類及び定数)
第23条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>12名以上20名以内</u>	第23条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>20名以上25名以内</u>
(2) (略) 2~4 (略) (役員の選任等)	(2) (略) 2~4 (略) (役員の選任等)
第24条 (略) 2~3 (略) 4 監事の全部又は一部は、会員外の有識者と することができる。	第24条 (略) 2~3 (略) 第25条~第49条 (略)
第25条~第49条 (略)	附則 (略)

【提案理由】

(1) 第20条第3項

定数の理事及び監事を選任するために、選任の方法について説明を加えた。

(2) 第21条第1項、第2項、第3項

総会において広く会員の意思を議事に反映させるために、会員が「書面による議決権の行使」を活用しやすいよう手順と説明を加えた。

(3) 第23条第1項第1号

本会の発展のためには、多様な分野の多くの会員が理事として参画していただきたい方針でいる。その上で、持続可能で活力ある本会を保ち発展させるために適切な役員数を検討した結果、「理事は、12名以上20名以内」を提案する。

(4) 第24条第4項

従来、監事は会員から選任していたが、法人会計等専門的な視点も必要であることから、会員外の有識者の選任を可能とすることを提案する。

公益社団法人福島県栄養士会 2020年度 事業報告

【議案の趣旨】

2020年度の事業について下記のとおり報告する

記

〔I〕 2020年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、連帶の力で、食・栄養科学振興事業、食・栄養改善人材育成事業、食生活自律支援事業、食環境整備事業の四つの柱で、公益目的事業を推し進める団体である。

2020年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて、以下五項目を重点として各種公益目的事業に取り組みました。

- ・県及び市町村で行う「健康日本21（第二次）」施策等への主体的で積極的な参画
- ・東日本災害にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担う人材の育成
- ・健康増進法に基づく情報の提供
- ・公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

〔II〕 2020年度事業の内容

I 食・栄養科学振興事業

公1 食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業

本事業は、県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むもので、これらにより、県の人口構成や疾病構造の動態に対応して県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

本事業は大きく二つの柱からなり、一つ目の柱では、県民の健康と栄養の実態、栄養指導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行う。二つ目の柱では、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。また、これらには、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること及び県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含む。

これらの事業は、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公1の事業を構成するものである。

1 栄養指導・食事療法・食育等に関する研究・技術開発事業

1-1 福島県栄養士会研究発表会

事業要旨 年に1回、職域を越えて管理栄養士・栄養士が一堂に会し、栄養教育、栄養管理、その他に関する調査研究を発表する。研究発表会委員会を立ち上げ、研究テーマの募集、研究発表内容の査読、指導を行っている研究・技術開発事業の一環である。

実施内容 2020年度福島県栄養士会研究発表会（書面開催）：研究活動発表8演題

対象及び参加者数 管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない、以下略）、関連職種、研究者及び県民64名

財 源 本会会費、受講料

II 食・栄養改善人材育成事業

公2 一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業

県民がより質の高い栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるよう、高度の専門的技能とともに一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を輩出するために各種の研修等に取り組むものである。

事業は、公益社団法人 日本栄養士会が実施している生涯教育制度（基幹教育）を柱とし、その他の研修事業で構成している。

これらの事業は何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公2の事業を構成するものである。

1 生涯教育研修の運営事業

生涯教育制度は、すべての管理栄養士・栄養士が専門職業人としての強靭な基礎体力を身につけることを目的として実施している。

公益社団法人 日本栄養士会の生涯教育制度に基づいた基幹教育（基本研修と実務研修）及び他の研修事業を企画、運営している。

主たる対象は管理栄養士・栄養士であるが、関連職種、研究者及び一般市民にも参加の機会を開いている。

1-1 生涯教育研修事業

公益社団法人 日本栄養士会の生涯教育制度に基づいた基幹教育（基本研修と実務研修）を企画、運営している。公益社団法人 日本栄養士会の生涯教育制度は、各職域の初任者、中堅の実務者、管理者の到達目標（コンピテンシー）を明確にして、専門知識の継続的な自己研鑽を目指すものである。基本

研修では管理栄養士・栄養士としてのミニマムスタンダードを身につけ、実務研修では専門とする分野に特化される知識と技術を習得する。

1-1-1 生涯教育研修（基本研修及び実務研修：県で実施）

（1）生涯教育研修（県）

実施内容 3日間9単位（「栄養アセスメント」「国民の健康の増進の総合的な推進健康日本21（第二次）」「個人を対象とした栄養指導（栄養介入）」）で構成した。感染症予防の観点から人数制限をした「対面」と「オンデマンド配信」の2つの選択肢を設けて開催した。

対象及び参加者数 管理栄養士・栄養士、関連職種及び県民 対面：96名、オンライン配信：281名

財 源 本会会費、受講料

1-1-2 生涯教育研修（基本研修：支部研修）

実施内容 新型コロナ感染症の感染予防の観点からオンライン配信により「災害時の食事について」実施した。

対象及び参加者数 管理栄養士・栄養士、関連職種及び県民 26名

財 源 本会会費、受講料

1-1-3 福島県栄養士会研究発表会時の研修会

実施内容 新型コロナ感染症の感染予防の観点からオンライン配信により「慢性腎臓病における栄養不良の二重負荷～栄養指導の必要性について～」実施した。

講師：新潟大学大学院医歯学総合研究科腎研究センター

病態栄養学講座特任准教授 細島康宏 氏

対象及び参加者数 管理栄養士・栄養士、関連職種及び県民 64名

財 源 本会会費、受講料

III 食生活自律支援事業

公3 県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（第30条の2第1項）ことを謳っており、本事業は、県民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、もって、県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育もうとするものである。本事業は、3つの柱からなり、（1）1つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の県民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）2つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）3つ目の

柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別及び集団特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性、県民総体及び不特定多数の者の特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の高度な専門性を活かして支援を行う事業を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものである。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業要旨 市町村や医療機関（診療所）、社会福祉施設等からの栄養指導等の業務依頼に対応できる所（ステーション）である栄養ケア・ステーションで、各市町村からの要望に応じて栄養指導、及び料理教室、県民向けの講演活動等に取り組む。栄養ケア・ステーションの事業は、主として個別特性対応型の食の自律支援活動を地域密着型で掌り（もとより、集団特性対応型の食の自律支援事業も担当する）、地域住民の健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとするものである。それゆえ、栄養ケア・ステーションの事業は、地域住民の健康維持、増進に直接寄与するものを主たる対象とする。

1-1 栄養ケア・ステーション

依頼件数 50件

1-2 無料職業紹介事業

事業要旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング事業で、管理栄養士・栄養士の雇用支援を行っている。

実施内容 病院・施設・養成校等から求人依頼 11件

1-3 被災者支援活動事業

事業要旨 本県は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災し、県民が県内外の仮設住宅、借り上げ住宅などで生活している。これらの被災者に対しては特段の支援が必要であることから、県内各保健福祉事務所、各市町村などの要請に応じて、本会の管理栄養士・栄養士が、栄養指導、食事指導、調理指導などを行う。

対象及び件数 被災県民：個別指導 25か所 延べ150人、集団指導 2回 7人

受託元 福島県

財 源 委託料

1-3-2 管理栄養士・栄養士人材確保支援事業

事業要旨 東日本大震災以降の本県における管理栄養士・栄養士の人材不足は深刻であるが、これらは本件特有の課題であるため、緊急的対策として相双・いわき地域等における管理栄養士・栄養士就職者を定着させるための支援事業を行うものである。

事業内容 (1) 相双・いわき地域における管理栄養士人材確保のための就職準備金貸付事業
(2) 県内就職定着のための支援事業
(3) 管理栄養士・栄養士人材バンク推進業務

委託元 福島県

財 源 受託料

<事業の詳細>

(1) 相双・いわき地域における管理栄養士人材確保のための就職準備金貸付事業

事業要旨 相双・いわき地域に所在する病院・介護保険施設等で管理栄養士業務に従事する方に対して、就職準備金を貸し付ける。また、貸付制度の設計・広報・利用者募集・貸付手続き、離職防止相談等を行う。

実施内容 ①就職準備金貸付事業の広報
②就職準備金貸付：管理栄養士3名。
③離職防止相談：9名18回。
④就職準備金貸付事業活用に関するアンケートの実施

(2) 県内就職定着のための支援事業

事業要旨 相双・いわき地区を中心とした県内の管理栄養士・栄養士の就職者を増やすとともにマッチング不足による離職防止のための職場見学・仕事説明会を開催する。また、管理栄養士・栄養士の認知度向上のためのPR活動を行う。

実施内容 ①職場説明会・仕事説明会の実施：栄養士養成施設5校：15回
②管理栄養士・栄養士の認知度向上のためのPR活動
・一般県民向け動画作成（3本）と発信
・児童生徒向けPRリーフレット作成と配布（40,000部）
・栄養ケア・ステーション広報用チラシ等作成と配布（40,000部）
③給食施設等へのニーズ調査の実施と集計（対象：給食施設333施設、10市町村）

(3) 管理栄養士・栄養士人材バンク推進業務

事業要旨	管理栄養士・栄養士の人材バンクの運営及び管理栄養士・栄養士の就職者の増加を図るため、県内の採用情報を把握する。
実施内容	管理栄養士・栄養士の就職者の増加を図るための採用情報の把握と求人情報の提供、管理栄養士・栄養士採用の要望活動を行った。

1-4 福島県地域包括ケアシステム構築推進事業

事業要旨	全市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援するために、地域ケア会議の助言者となる専門職の人材育成を行う。
実施内容	地域ケア会議の助言者となる専門職の関連研修会への派遣を行った。
実施数	①地域ケア会議への助言者（管理栄養士）派遣：39市町村で156回。 ②令和2年度第1回福島県自立支援型地域ケア会議運営検討会 (Web会議：9月30日)出席 ③令和2年度第2回福島県自立支援型地域ケア会議運営検討会 (Web会議：2月19日)出席
依頼元	福島県
財源	派遣先の市町村

1-5 2020年度福島県後期高齢者医療低栄養及び過体重予防健康調査事業

事業要旨	低栄養・過体重の傾向にある後期高齢者を対象に、健康調査、情報提供、訪問等による栄養相談を行うことにより、栄養改善を図り、健康の保持増進と心身機能の低下を防止する。
実施内容	①リーフレットの送付 2,788通（低栄養：1,173通、過体重：1,615通） ②健康調査の実施、集計及び分析
対象	低栄養・過体重予防高齢者（前年度健康診査受診者のうち、BMI 18.5未満の方およびBMI 30.0以上の方）
委託元	福島県後期高齢者医療広域連合
財源	委託料

1-5-1 2020年度後期高齢者医療低栄養及び過体重予防栄養相談事業

事業要旨	低栄養・過体重の傾向にある後期高齢者で栄養相談を希望する者に対する電話栄養相談を行うことにより栄養改善を図り、健康の保持増進と心身機能の低下を防止する。また、研修会や事例検討会を開催することにより、会員の低栄養・過体重予防のための訪問栄養相談の技術の向上を図る。
------	---

実施内容 ①電話栄養相談

②企画会議、研修会、事後検討会の開催

対象及び実施数 電話栄養相談：低栄養14名、過体重21名、合計35名

延べ63件（低栄養 25件　過体重 38件）

①企画会議1回、事前研修会1回、事後検討会（書面）1回の開催

委託元 福島県後期高齢者医療広域連合

財源 委託料

1-6 福島県内の食育推進事業

事業要旨 新型コロナウィルス感染拡大に伴い国産農林水産物の生産・供給体制に大きな影響がでている。国内農林水産事業者の経営基盤を守るために農林水産物の販売促進を図るとともに、子ども食堂等での食育活動を支援する。

実施内容 福島県内のことども食堂等へ、食育事業講師の派遣

対象及び実施数 福島県内のことども食堂等 17件

委託元 株式会社福島中央テレビ東京支社

財源 委託料

1-7 福島県内の食育推進事業

事業要旨 高齢者の健康維持増進のため必要とされている食の知識や技術を身につけ、元気な高齢者が地域や家庭で広く活躍する契機とすることを目的に実施する

実施内容 健康料理教室（講話、調理実習指導）4回

対象及び実施数 老人クラブ会員、市町村老人クラブ連合会役員・事務担当者及び60歳以上の県内在住者、高齢者の食に関する支援活動（非営利活動に限る）を行う県内在住者120名

委託元 公益財団法人福島県老人クラブ連合会

財源 委託料

1-8 栄養相談（栄養指導）事業

事業要旨 県民への栄養指導・食事指導を行い、県民の食の自律を図るものである。

実施内容及び回数

（1）いわき市「集いの場の栄養講話」（9月15日～11月20日）：11回

（2）いわき市「おうちでつながる会 栄養講話」（11月18日）：2回（オンラインで実施）

（3）いわき市「男の料理塾」（9月16日～12月25日）：16回

（4）いわき市「いわき市健康推進員研修会 講師」（10月13日～10月14日）：2回

（5）いわき市「介護予防ケアマネジメント支援会議 アドバイザー」

(4月13日～2021年3月29日毎週月曜)：42回

対象 県民

2 集団特性対応型の食の自律支援事業

県民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 食育推進活動関連

2-1-1 地域の子育て食環境事業

事業要旨 栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイスや、保護者等に対する栄養・食生活指導等を行うことを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食生活の定着を図るとともに、市町村や保育所等の指導体制づくりを進める。

対象及び実施数 県内の保育所、幼稚園及びその保護者。

個別指導 26か所 延べ112人、集団指導 22回 延べ369人

受託元 福島県

財源 委託料

2-1-2 ファイブ・ア・デイ (5ADAY)

事業要旨 食育を通して福島の食文化の視点から日本の食文化を再発見し次代に継承するとともに、地産地消の大切さを実感する機会を提供する。各学校、県教育事務所など教育機関と連携し、県内の大型スーパー・マーケットにて実施する。

対象及び回数 県民（主として小学生）9回

委託元 一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会

財源 委託料

3 栄養情報コミュニケーション事業

県民の栄養改善や健康の保持増進に資する正しくわかりやすい食と栄養・健康に関する情報を発信して、県民と豊かなコミュニケーションを行う。

3-1 健康栄養訴求媒体の貸し出し事業

健康と栄養に関する知識・情報等を訴求するパネル等を作成し、これを貸し出す事業である。

3-2 ホームページの設営及び栄養ふくしまの発行

(1) ホームページ（<http://www.fukushima-eiyoushikai.or.jp/>）の設営

ホームページを活用し、健康栄養に関する重要な情報を県民に発信した。

(2) 栄養ふくしま

2月に発行し、健康栄養に関する情報、管理栄養士・栄養士の活動を県民に発信した。

3-3 マスメディア等を活用した栄養情報発信

新聞、テレビ、ラジオを通して、広く県民に健康と栄養に関する知識・情報を提供した。

- ①新聞等記事掲載：4回
- ②ラジオ・テレビ出演：4回
- ③コンテスト等審査：2回

IV 食環境整備事業

公4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結び付け、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である。（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種や有識者、自治体等の連携・協働関係の構築、（2）地域社会における栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組みなどの柱からなる。これは県民の健全な食生活を支える地域社会づくりの事業でもある。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公4の事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 地域連携組織の拡充事業

事業要旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域基盤の各種委員会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与し、もって公衆衛生の向上に寄与しようとするものである。

対象 県民

財源 会費

(地域連携組織) 食の安全・安心福島推進連絡会議、健康ふくしま21推進協議会、日本公衆衛生協会福島県支部、福島県介護予防市町村支援委員会、福島県医師会、福島県看護協会、福島県歯科医師会、福島県歯科保健対策協議会、福島県病院給食連合研究大会、福島県社会福祉協議会、福島NSTフォーラム、福島公衆衛生協会、郡山公衆衛生協会、福島県女性団体連絡協議会、チャレンジふくしま県民運動推進協議会

2 頤彰事業

事業要旨	栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰し、その功績を世間に知らしめることは、その者を励ますのはもとより、広く県民に栄養改善運動を普及・奨励することとなる。
対象	県民である管理栄養士・栄養士であって、栄養改善のために顕著な功績のある者。
財源	会費

3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業要旨	県民の健全な食生活を支援する制度の整備をとおして県民の健全な食生活を支援するものである。
------	--

3-2 地域拠点となる栄養ケア・ステーションの整備事業

事業要旨	地域の特性を活かして県民の健康づくりを支援する地域拠点を整備する事業である。
実施内容	県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指した「すこやか、いきいき、新生ふくしま」の創造は県民の願いである。これを実現するには、県内全地域に、それぞれの地域特性を活かして県民の健康づくりを日常的に支援する地域拠点を設ける必要がある。こうした地域拠点として、地域基盤の栄養ケア・ステーションの設置・整備を図った。

(III) 本会の運営にかかる取り組み

1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開し、会員・非会員の事業参加を促進する中で、本会の必要性を実感してもらい、既存会員の活性化と新規会員の獲得を図る取組みを実施した。会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加と経費の節減により、本会の財政基盤の強化に努めた。

以上

公益社団法人福島県栄養士会 2020年度 収支決算報告

【議案の趣旨】

2020年度の収支決算報告について下記のとおり報告する

記

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金	19,570,818	18,990,119	580,699
現 金		30,000	△30,000
普 通 預 金	19,570,818	18,960,119	610,699
未 収 入 金	778,200	1,131,375	△353,175
前 払 費 用	2,240	15,680	△13,440
流 動 資 産 合 計	20,351,258	20,137,174	214,084
固 定 資 産			
そ の 他 固 定 資 産			
工 具 器 具 備 品	554,188	727,945	△173,757
敷 金	259,200	259,200	
ソ フ ト ウ エ ア	24,480	61,200	△36,720
そ の 他 固 定 資 産 合 計	837,868	1,048,345	△210,477
固 定 資 産 合 計	837,868	1,048,345	△210,477
資 産 合 計	21,189,126	21,185,519	3,607
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	609,230	700,685	△91,455
未 払 費 用	715,253	762,154	△46,901
前 受 金	3,523,500	3,771,000	△247,500
預 受 金	3,252,609	3,419,787	△167,178
流 動 負 債 合 計	8,100,592	8,653,626	△553,034
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	2,620,000	2,440,000	180,000
固 定 負 債 合 計	2,620,000	2,440,000	180,000
負 債 合 計	10,720,592	11,093,626	△373,034
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	10,468,534	10,091,893	376,641
正 味 財 産 合 計	10,468,534	10,091,893	376,641
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	21,189,126	21,185,519	3,607

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経常 収 益			
受取 入 会 金	48,000	67,000	△19,000
入 会 金 収 入	48,000	67,000	△19,000
受取 会 費	5,792,500	6,277,500	△485,000
正会員会費収入	5,332,500	5,572,500	△240,000
贊助会員会費収入	460,000	705,000	△245,000
事 業 収 益	14,395,961	22,198,198	△7,802,237
栄養・アステーション事業収入	3,113,831	4,954,003	△1,840,172
被災者栄養・食生活支援事業収入	1,750,000	3,280,427	△1,530,427
地域の子育て食環境支援事業収入	2,900,000	5,501,008	△2,601,008
管理制度・栄養土人材確保体制づくり支援業務	5,990,770	7,617,880	△1,627,110
食育・ファイブアディ事業収入		102,980	△102,980
日栄共同研修会事業収入	22,000		22,000
研修会事業収入	619,360	741,900	△122,540
雜 収 益	265,177	115,379	149,798
預 金 利 息 入 計	127	179	△52
雜 収 益	265,050	115,200	149,850
△ 経常 収 益	20,501,638	28,658,077	△8,156,439
△ 経常 費 用			
事 業 費	18,616,575	25,567,551	△6,950,976
給 手 費	5,578,277	6,192,847	△614,570
職 給 費	166,464	171,864	△5,400
退 法 定 福 利	606,694	620,483	△13,789
会 旅 通 費	1,490	167,517	△166,027
減 消 費	1,195,412	2,276,471	△1,081,059
印 刷 費	1,892,889	1,723,719	169,170
光 費	207,357	109,980	97,377
耗 品	639,904	3,394,106	△2,754,202
印 刷 費	1,352,815	786,272	566,543
光 費	247,489	265,214	△17,725
耗 品	1,464,883	1,500,945	△36,062
印 刷 費	466,411	520,289	△53,878
光 費	54,700	106,980	△52,280
耗 品	197,320	196,880	440
印 刷 費	2,657,768	5,786,991	△3,129,223
光 費	596,100	610,100	△14,000
耗 品	1,290,602	1,136,893	153,709
印 刷 費	1,508,422	1,349,529	158,893
光 費	171,780	105,390	66,390
耗 品	13,536	8,136	5,400
印 刷 費	27,121	15,744	11,377
光 費	5,346		5,346
耗 品	364,892	363,817	1,075
印 刷 費	43,207	17,733	25,474
光 費	3,120	2,595	525
耗 品	369,670	371,993	△2,323
印 刷 費	20,125	12,556	7,569
光 費	119,117	71,055	48,062
耗 品	37,927	24,631	13,296
印 刷 費	10,520	38,880	△28,360
光 費	13,440	13,440	
耗 品	299,220	295,620	3,600

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
租 稅 公 課	6,600	2,135	4,465
雜 費	2,801	5,804	△3,003
経 常 費 用 計	20,124,997	26,917,080	△6,792,083
評価損益等調整前当期経常増減額	376,641	1,740,997	△1,364,356
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	376,641	1,740,997	△1,364,356
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	376,641	1,740,997	△1,364,356
一般正味財産期首残高	10,091,893	8,350,896	1,740,997
一般正味財産期末残高	10,468,534	10,091,893	376,641
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,468,534	10,091,893	376,641

財務諸表に対する注記

1. 繼続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

(1)会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。
無形固定資産 定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて計上している。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	1,210,703	656,515	554,188
ソフトウェア	183,600	159,120	24,480
合 計	1,394,303	815,635	578,668

4. 貸借対照表に関する注記

(1)減価償却累計額

工具器具備品 656,515円
ソフトウェア 159,120円

5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにするために必要な事項

(1)引当金の明細

退職給付引当金
期首残高 2,440,000円
期中増加 180,000円
期末残高 2,620,000円

付 属 明 細 書

1. 引当金の明細

引当金の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容については省略している。

財產目錄

令和3年3月31日現在

正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計						法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益共通	公益計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取人会金					24,000	24,000	24,000	48,000
入会金収入					24,000	24,000	24,000	48,000
受取会費					2,896,250	2,896,250	2,896,250	5,792,500
正会員会費収入					2,666,250	2,666,250	2,666,250	5,332,500
賛助会員会費収入					230,000	230,000	230,000	460,000
事業収益	118,000	503,360	13,774,601			14,395,961		14,395,961
栄養ケアステーション事業収入			3,113,831			3,113,831		3,113,831
被災者栄養・食生活支援事業収入			1,750,000			1,750,000		1,750,000
地域の子育て食環境支援事業収入			2,900,000			2,900,000		2,900,000
管理栄養士・栄養士人材確保体制づくり支援業務			5,990,770			5,990,770		5,990,770
日栄共同研修会事業収入			2,000	20,000		22,000		22,000
研修会事業収入	118,000	501,360				619,360		619,360
雑収益		150,000				150,063	115,114	265,177
預金利息						63	63	127
確収入			150,000				150,000	115,050
経常収益計	118,000	653,360	13,774,601		2,920,313	17,466,274	3,035,364	20,501,638
(2) 経常費用								
事業費	6,548	1,104,080	17,463,268	42,679		18,616,575		18,616,575
給与手当(事業)	685	125,636	5,447,159	4,797		5,578,277		5,578,277
退職給付費用(事業)	54	9,900	156,132	378		166,464		166,464
法定福利費(事業)	108	19,835	585,994	757		606,694		606,694
会議費(事業)			1,490			1,490		1,490
旅費交通費(事業)		63,215	1,130,017	2,189		1,195,412		1,195,412
通信運搬費(事業)	172	132,317	1,759,194	1,206		1,892,889		1,892,889
減価償却費(事業)	12	2,281	204,977	97		207,357		207,357
消耗品費(事業)		159,772	480,132			639,904		639,904
印刷製本費(事業)		151,525	1,201,290			1,352,815		1,352,815
光熱水料費(事業)	80	14,718	232,130	561		247,489		247,489
賃借料(事業)	475	87,119	1,373,963	3,326		1,464,883		1,464,883
リース料(事業)	151	27,738	437,463	1,059		466,411		466,411
会場費(事業)		37,100	17,600			54,700		54,700
保険料(事業)			197,320			197,320		197,320
諸謝金(事業)		177,500	2,480,268			2,657,768		2,657,768
租税公課(事業)	4,800	26,700	564,600			596,100		596,100
雑費(事業)	11	67,234	1,195,029	28,328		1,290,602		1,290,602
管理費							1,508,422	1,508,422
給与手当							171,780	171,780
退職給付費用							13,536	13,536
法定福利費							27,121	27,121
会議費							5,346	5,346
旅費交通費							364,892	364,892
通信運搬費							43,207	43,207
減価償却費							3,120	3,120
消耗品費							369,670	369,670
光熱水料費							20,125	20,125
賃借料							119,117	119,117
リース料							37,927	37,927
会場費							10,520	10,520
保険料							13,440	13,440
諸謝金							299,220	299,220
租税公課							6,600	6,600
雑費							2,801	2,801
経常費用計	6,548	1,104,080	17,463,268	42,679		18,616,575	1,508,422	20,124,997
評価損益等調整前当期経常増減額	111,452	-450,720	-3,688,667	-42,679	2,920,313	-1,150,301	1,526,942	376,641
当期経常増減額	111,452	-450,720	-3,688,667	-42,679	2,920,313	-1,150,301	1,526,942	376,641
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
当期一般正味財産増減額	111,452	-450,720	-3,688,667	-42,679	2,920,313	-1,150,301	1,526,942	376,641
一般正味財産期首残高	-81,228	-566,279	-2,453,200	-238,646	3,172,339	-167,014	10,258,907	10,091,893
一般正味財産期末残高	30,224	-1,016,999	-6,141,867	-281,325	6,092,652	-1,317,315	11,785,849	10,468,534
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額								
指定正味財産期首残高								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	30,224	-1,016,999	-6,141,867	-281,325	6,092,652	-1,317,315	11,785,849	10,468,534

監 査 報 告

定款第26条の規定により、令和2年度の事業報告および決算内容について会計帳簿及び諸帳簿表等、監査したところ適正に処理されており正確であることを認めます。

令和3年4月10日

監事 五十嵐 佳代子 

監事 室井 弘子 

2021年度 事業計画

〔I〕 2021年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、その連帶の力で、食・栄養科学振興事業、食・栄養改善人材育成事業、食生活自律支援事業、食環境整備事業の四つの柱で、公益目的事業を推し進める。

2021年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて、以下六項目を重点として各種公益目的事業に取り組むこととする。

- ・県及び市町村で行う「健康日本21（第二次）」施策等への主体的で積極的な参画
- ・東日本災害にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担う人材の育成
- ・健康増進法に基づく情報の提供
- ・食育活動の推進
- ・公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

〔II〕 2021年度事業の内容

事業番号	事業の内容
公1	食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業（食・栄養科学振興事業）
公2	一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業（食・栄養改善人材育成事業）
公3	県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業（食生活自律支援事業）
公4	県民の健康を育む食環境の整備を行う事業（食環境整備事業）

I 食・栄養科学振興事業

公1 食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業

本事業は、県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである（食・栄養科学振興事業）。大きく二つの柱からなり、（1）一つ目の柱では、県民の健康と栄養の実態、栄養指導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行う。（2）二つ目の柱では、

栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。この研究及び技術開発には、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること、及び、県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含まれる。これらにより、県の人口構成や疾病構造の動態に対応して県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公1の事業を構成するものである。

1 健康・栄養の実態並びに栄養指導・食事療法の事例・症例等に関する調査・資料収集事業

1-1 健康・栄養の実態等に関する調査事業

事業の趣旨	県民の健康と栄養の実態の調査及び資料の収集を行うものである。
対 象	県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者
財 源	本会会費

1-2 栄養指導と食事療法に関する事例や症例等に関する調査研究事業

事業の趣旨	栄養指導と食事療法に関する事例や症例の調査研究を行うものである。
対 象	県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者
財 源	本会会費

2 栄養指導・食事療法・食育等に関する研究・技術開発事業

2-1 福島県栄養士会栄養研究発表会

事業の趣旨	研究・技術開発事業の一環である。管理栄養士・栄養士が一堂に会し、調査研究を発表する。
対 象	県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者。
財 源	本会会費、参加料
開 催 日	2021年12月予定 会場未定

2-2 郷土料理の開発

事業の趣旨	被災地支援と併せ、福島県全体で各地域の郷土料理などの開発・研究を行う。
対 象	県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者
財 源	本会会費

Ⅱ 食・栄養改善人材育成事業

公2 一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業

県民が、より高い質の栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるよう、本事業は、高度の専門的技能とともに、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を輩出するために各種の研修等に取り組むものである（食・栄養改善人材育成事業）。事業の柱は、卒後教育制度（継続教育＝生涯学習制度）として実施される諸種の研修事業である。基幹研修制度と拡充研修制度（特定職域、その他の研修事業）とからなる。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公2の事業を構成するものである。

1 生涯教育の基幹研修制度の運営事業

生涯教育の基幹研修制度は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）が、専門職業人としての強靭な基礎体力を身につけることを目的としている。

1-1 生涯研修（生涯教育研修事業）

事業の趣旨 生涯教育研修会を企画・実施する。

対象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財源 本会会費、受講料

1-2 支部研修会

事業の趣旨 各支部において、食・栄養の科学の実践によって県民の健康を支える専門技能の向上を図る。

対象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財源 本会会費、受講料

2 拡充研修制度（特定職域その他の研修）の運営事業

基幹研修制度を補完し発展させる研修である。医療協議会・学校健康協議会・勤労者支援協議会・研究教育協議会・公衆衛生協議会・地域活動協議会・福祉協議会が単独または共同で、職域の業務特性に由来する諸種の課題に応じた研修会を開催する。

2－1 各職域協議会

事業の趣旨	基幹研修制度を補完し発展させる研修を行い、専門技能の向上を図る。
対象	県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者
財源	本会会費、受講料

III 食生活自律支援事業

公3 県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）ことを謳っており、本事業は、県民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、もって、県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3つの柱からなり、（1）1つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の県民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）2つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）3つ目の柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度な専門性が直接反映される事業である。

1－1 栄養ケア・ステーション事業

事業の趣旨	主に個別特性対応型の食の自律支援活動を地域密着型で掌り（集団特性対応型の食の自律支援事業も担当する）、地域住民の健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとするものである。地域住民の健康維持、増進に直接寄与するものを主たる対象とする。
対象	県民
依頼元	業務依頼主
財源	本会会費、受託料

1－2 無料職業紹介事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を

紹介するマッチング事業（会員以外も含む）管理栄養士・栄養士の雇用支援。

1－3 被災者支援事業

事業の趣旨 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災者を対象に、被災市町村や保健福祉事務所の要請に応じ、健康状態の把握や、栄養相談・栄養指導、対象者の生活に即した調理実習等を継続的に行うことにより、被災者の生活習慣病の発症及び重症化の予防並びに健康増進を図ることを目的とする。

対 象 被災県民

委 託 元 福島県

財 源 受託料

1－4 福島県地域包括ケアシステム構築推進事業

事業の趣旨 地域ケア会議の助言者を育成し、モデル市町村の自立支援型地域ケア会議に対する現地支援を行い、もって、市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援する。

対 象 管理栄養士（会員）

依 賴 元 市町村

1－5 後期高齢者医療低栄養・過体重予防健康調査及び栄養相談事業

事業の趣旨 低栄養・過体重傾向にある後期高齢者を対象に、生活習慣改善指導及び栄養相談（訪問・来所・電話）を行い、生活習慣の改善により栄養改善を図り、健康の増進と心身機能の低下を予防する。また、研修会や事例検討会を開催することにより栄養相談技術の向上を図る。

対 象 後期高齢者

委 託 元 福島県後期高齢者医療広域連合

財 源 受託料

1－6 イベント協力の栄養相談（栄養指導）事業

事業の趣旨 県民が多く集まる機会（イベント）において栄養指導・食事指導を行い、県民の食の自律を図る。

対 象 県民

財 源 本会会費

2 集団特性対応型の食の自律支援事業

県民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を

育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2－1 地域の子育て食環境支援業務

事業の趣旨	東日本大震災後の子どもたちの肥満、体力低下、食生活・食習慣の乱れ等の健康課題に対応するため、栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス、保育所・幼稚園・学校・行政・地域等（福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等）における栄養・食生活指導等を実施することを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図るとともに、円滑な地域の栄養指導体制の充実を図ることを目的とする。
対象	保育所・幼稚園・学校・行政・地域等（福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等）
委託元	福島県
財源	受託料

2－2 ファイブ・ア・デイ事業

事業の趣旨	児童や園児が、基礎学習（座学）とスーパーマーケットで実物の食材に触れて学ぶ参加型体験食育教室を通して、野菜・果物摂取の大切さやバランスのよい食生活について学ぶ。学校等教育機関との連携事業。
対象	県民一般（主として小学生・幼児）
委託元	一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会
財源	受託料

3 栄養情報コミュニケーション事業

栄養改善や健康の保持増進に資する正しくわかりやすい食と栄養・健康に関する情報を発信して、県民と豊かなコミュニケーションを行う。

3－1 健康栄養訴求媒体の貸し出し事業

健康と栄養に関する知識・情報等を訴求するパネル等を作成し、これを貸し出す事業である。

3－2 ホームページの設営及び栄養ふくしまの発行

- (1) ホームページ（<http://www.fukushima-eiyoushikai.or.jp/>）の運営
ホームページを活用し、健康・栄養に関する重要な情報を県民に発信する。
- (2) 栄養ふくしま
年に1回発行し、健康栄養に関する情報、管理栄養士・栄養士の活動を県民に発信する。

IV 食環境整備事業

公4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結び付け、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。

(1) 栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種や有識者、自治体等の連携・協働関係の構築、(2) 地域社会における栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、(3) 適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組みなどの柱からなる。これは県民の健全な食生活を支える地域社会づくりの事業でもある。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公4の事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 地域連携組織の拡充事業

事業の趣旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域基盤の各種委員会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与する。もって、健康な地域社会づくりを行い、公衆衛生の向上に寄与する。

対象 県民

財源 本会会費

(関係機関・関係団体) 健康長寿ふくしま会議、食の安全・安心福島推進連絡会議、健康ふくしま21推進協議会、日本公衆衛生協会福島県支部、福島県介護予防市町村支援委員会、福島県医師会、福島県看護協会、福島県歯科医師会、福島県歯科保健対策協議会、福島県病院給食研究会連合会大会、福島県社会福祉協議会、福島NSTフォーラム、福島公衆衛生協会、郡山公衆衛生協会 福島県女性団体連絡協議会、チャレンジふくしま県民運動

2 顕彰事業

事業の趣旨 栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰する。

対象 県民のうち管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、その他栄養改善のために顕著な功績のある者。

財源 本会会費

3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備

県民の健全な食生活を支援する制度の整備をとおして県民の健全な食生活を支援する。

3-1 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士の専門性を生かして、各種制度の立案・形成や運用、改善などに
関わることにより県民の健全な食生活を支援する制度の整備を図る。

対象 県民

財源 本会会費

3-2 地域拠点となる栄養ケア・ステーションの整備事業

事業の趣旨 地域の特性を活かして県民の健康づくりを支援するために、地域基盤の栄養ケア・ス
テーションの設置・整備を図る。

(Ⅲ) 本会の運営にかかる取り組み

1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開して会員・非会員の事業参加を促進する中で、本会の必要性を実感しても
らい、既存会員の活性化と新規会員の獲得を図る。会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加と
経費の節減により、本会の財政基盤の強化に努める。

令和3年度取支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	会 账 目 的 事 業 合 計					法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	共通		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費収入							
人会金収入	0	0	0	0	25,000	25,000	25,000
正会員会費収入	0	0	0	0	2,786,250	2,786,250	2,786,250
賛助会員会費収入	0	0	0	0	250,000	250,000	250,000
事業収入					0	0	0
地域の子育て食環境支援事業収入	0	0	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000
被災者栄養・食生活支援事業収入	0	0	2,093,000	0	0	2,093,000	2,093,000
管理栄養士・栄養士人材確保体制づくり支援業務	0	0	0	0	0	0	0
栄養ケアステーション事業収入	0	0	2,700,000	0	0	2,700,000	2,700,000
日栄共同研修会事業他収入	0	0	0	0	0	0	0
研修会事業収入	50,000	600,000	0	0	650,000	0	650,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	180,000	610,000	0	790,000	85,000	875,000
経常収益合計	70,000	780,000	12,103,000	0	3,061,250	16,294,250	3,146,250
(2) 経常費用							
事業費							
給与手当	103,719	394,133	3,235,042	39,623	0	3,772,517	3,772,517
退職給付費用	8,017	30,465	118,655	3,063	0	160,200	160,200
法定福利費	19,973	72,477	135,278	7,286	0	534,114	534,114
会議費	0	64,000	47,000	27,000	0	138,000	138,000
旅費交通費	0	175,000	1,132,000	19,000	0	1,356,000	1,356,000
通信運搬費	104,316	225,115	1,011,923	10,065	0	1,354,419	1,354,419
減価償却費	1,848	7,021	196,314	706	0	205,918	205,918
消耗品費	0	27,000	1,851,000	0	0	1,878,000	1,878,000
印刷製本費	0	261,000	283,000	0	0	517,000	517,000
光熱水料費	10,072	38,272	149,059	3,848	0	201,250	201,250
賃借料	70,551	268,095	1,044,161	26,952	0	1,409,760	1,409,760
駐車料	0	0	0	0	0	0	0
会場費	13,000	48,000	24,000	0	0	85,000	85,000
保険料	0	0	106,000	0	0	106,000	106,000
諸謝金	0	193,000	3,078,000	0	0	3,271,000	3,271,000
リース料	22,463	85,360	332,455	8,581	0	448,860	448,860
租税公課	1,000	20,000	595,600	0	0	616,600	616,600
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0
雑費	582	31,211	503,609	86,222	0	621,624	621,624
事業費合計	351,671	1,943,149	14,146,126	262,346	0	16,706,292	16,706,292
管理費							
給与手当						256,154	256,154
退職給付費用						19,800	19,800
法定福利費						47,104	47,104
会議費						0	0
旅費交通費						487,616	487,616
通信運搬費						65,067	65,067
減価償却費						4,564	4,564
消耗品費						367,664	367,664
印刷製本代						0	0
光熱水料費						24,874	24,874
賃借料						174,240	174,240
会場費						7,360	7,360
保険料						63,000	63,000
諸謝金						299,220	299,220
リース料						55,478	55,478
雑費						1,437	1,437
管理費合計	0	0	0	0	0	1,873,578	1,873,578
経常費用合計	351,671	1,943,149	14,146,126	262,346	0	16,706,292	18,579,870
評価損益等調整前当期経常増減額						0	0
基本財産評価損益等						0	0
特定資産評価損益等						0	0
投資有価証券評価損益等						0	0
当期経常増減額	-304,671	-1,163,149	-1,713,126	-262,346	3,061,250	-112,042	1,272,672
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益合計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用合計	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	-304,671	-1,163,149	-1,713,126	-262,346	3,061,250	-112,042	1,272,672
一般正味財産期末残高							860,630
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							0
一般正味財産への振替額							0
当期指定正味財産増減額							10,401,893
指定正味財産期首残高							11,262,523
III 正味財産期末残高							11,262,523

公益社団法人 福島県栄養士会定款

制定施行 平成25年4月 1日

一部改正 平成29年6月17日

一部改正 令和3年6月12日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県栄養士会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、管理栄養士・栄養士が組織し、食の営みを通して健やかによりよく生きるという人々の願いに応えることを職責とする事業を行い、栄養・食事指導にかかる科学と技術に立脚しながら、食と栄養の専門的な支援を通して県民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- (2) 県民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 県民の健康増進及び疾病の予防に資する事業
- (4) 県民の食環境の整備を図る事業
- (5) 無料職業紹介所に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、福島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 本会は、法令及び定款に従って公正かつ適正に事業を運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定の管理栄養士、栄養士の資格を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体であって、理事会の承認を得た者

(会員資格の取得)

第8条 本会の会員（ただし、前条第1項第2号の名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、毎年総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

2 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になったときは入会金を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (3) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (4) 会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録の承認
- (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会、総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の過半数が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を使用することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上20名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、3名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の常務理事をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 監事の全部又は一部は、会員外の有識者とすることができる。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、本会の業務を会長、副会長と分担して執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 本会に、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は会長経験者から、顧問は有識者の中から、理事会の決議によって委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 名誉会長は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。
 - (2) 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる。ただし、議決に加わることはできない。
 - 4 名誉会長及び顧問の任期は、役員のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。
- (事業アドバイザー)
- 第31条 本会に、若干名事業アドバイザーを置くことができる。
- 2 事業アドバイザーは、理事会の決議によって委嘱する。
 - 3 事業アドバイザーは、本会及び会員の依頼に応じ、指導・助言を行う。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
 - 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び副会長並びに議事録署名人に選任された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職域協議会及び支部

(職域協議会)

第37条 本会に、職域ごとの専門性を生かした目的事業を推進するため、別に定める職域ごとに協議会を置く。

2 職域協議会の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。

3 職域協議会は、理事会から諮問された職域に関する事業に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

(支 部)

第38条 本会に、地域の特性に応じた目的事業を実施するため、別に定める地域ごとに支部を置く。

2 支部の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。

3 支部は、理事会から諮問された地域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定

によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上で、次の年度の定時総会にてその内容を報告し、これの承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

第12章 雜 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、会長 中村啓子、副会長 斎藤マサエ、副会長 三森美智子とする。
- 3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2021年度 賛助会員名簿

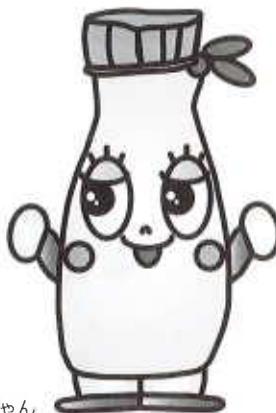
2021年4月現在

	会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号
1	福島ヤカルト販売株式会社	高橋慎一	960-8252	福島市御山字中川原116番地	024-535-8960
2	郡山ヤカルト販売株式会社	長谷川 進	963-0107	郡山市安積二丁目200番地	024-945-8960
3	いわきヤカルト販売株式会社	勝田 裕之	971-8122	いわき市小名浜林城字向田2番地の1	0246-58-8960
4	会津ヤカルト販売株式会社	畠 英治	965-0064	会津若松市神指町大字黒川字湯川東177番地	0242-22-8960
5	信濃化学工業株式会社	小野 大輔	381-0045	長野市桐原1丁目2-12	026-243-1115
6	福島県味噌醤油工業協同組合	満田 盛護	969-1404	二本松市油井字北向206	0243-22-3121
7	丸和食品株式会社	湯田 浩之	963-0101	郡山市安積町日出山四丁目117番地	024-941-3430
8	株式会社ニッカネ 福島支店	金田 陽介	969-1301	安達郡大玉村大山字仲町246	0243-24-6888
9	株式会社ホームナース	小鷗 啓子	732-0052	広島市東区光明2丁目7番17-401号	082-567-2020
10	長谷川化学工業株式会社	長谷川 寿一	276-0022	千葉県八千代市上高野1384-5	047-482-1001
11	紅食株式会社	栗原 敏郎	962-0053	須賀川市御町12番地	0248-76-8121
12	三島食品株式会社 東北支店	下 豊範	984-0002	仙台市若林区鉢町東一丁目7番20号	022-236-6555
13	味の素株式会社 東北支社	鳥越 仁志	980-0011	仙台市青葉区上杉二丁目3番11号	022-227-3111
14	株式会社小田島アクティ 福島営業所	国分 和也	963-0115	郡山市南2丁目99番地	024-947-0637
15	東洋羽毛北部販売株式会社 福島営業所	菅原 修	963-8034	郡山市島2-42-9	024-933-2748
16	酪王乳業株式会社	宗像 実	963-0201	郡山市大槻町字古屋敷80-1	024-951-7731
17	日清オイリオグループ株式会社	樋渡 紀	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-17-7 仙台上杉ビル2F	022-224-8691
18	トーニチ株式会社	岸 秀樹	960-0101	福島市瀬上町字新田中通1-3	024-552-2601
19	株式会社岩崎 福島営業所	岩崎 敏	963-8071	郡山市富久山町久保田字下河原151	024-943-4741
20	東北電力株式会社 福島支店	二階堂 宏樹	960-8524	福島市栄町7番21号	024-540-5109
21	ジー・エイチ・ホスピタリティフードサービス 東日本株式会社	黒川 知輝	981-1226	宮城県名取市植松人生346-1	022-382-8973
22	SOMPOヘルスサポート株式会社 メンタルヘルスケア事業	平塚 徹	101-0063	東京都千代田区神田淡路町1-2-3	03-5209-8910
23	株式会社 ダイゴ	五十嵐 正信	966-0096	喜多方市字押切南二丁目105番地	0241-23-6250
24	大塚製薬株式会社 仙台営業所郡山出張所	越中 健夫	963-8014	郡山市虎丸町16番3号 郡山センタービル3階	024-922-7131
25	福島民友新聞社	中川 俊哉	960-8648	福島市柳町4-29	024-523-1191
26	会津中央乳業株式会社	二瓶 孝也	969-6521	河沼都会津坂下町大字金土字辰巳19-1	0242-83-2324
27	株式会社 にんべん	高津 伊兵衛	103-0022	東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 室町しばぎん三井ビルディング12F	03-3241-0241
28	カゴメ株式会社 東北支店	伊藤 幸之助	983-0035	宮城県仙台市宮城野区日の出町1-7-34	022-232-4350
29	株式会社マルト商事	安島 浩	979-0195	いわき市勿来町窪田十条3番1	0246-65-3731

たべる人を想う、つくる人を想う。 食と人のあいだに、ニッカネです。



関東全域から
福島県、宮城県、山形県まで
厨房で使用する業務用の
食材を全てお届け致します。



- 事業内容 業務用食材の販売
- 得意先業種 病院・福祉施設、事業所(給食)、学校、飲食店
- 取扱い品目 乾物、調味料、冷凍食品、酒類、乳製品、豆腐、納豆、パン、青果物、カット野菜、精肉、鮮魚、介護食、雑貨類、その他



業務用食材の総合商社 株式会社ニッカネ

福島支店 安達郡大玉村大山仲江 246 TEL:0243-24-6888
いわき営業所 いわき市平字愛谷町 1-5-1 TEL:0246-25-7501

トクホのヨーグルト 「ソフル」で 腸内環境を改善。

良い菌を増やし悪い菌を減らす
乳酸菌 シロタ株を
10億個以上*摂れる「ソフル」。
カルシウムも摂取できる、
ハードタイプのヨーグルトです。
口当たりも良く、
おいしくお召しあがりいただけます。

*1個(100ml)あたり

ソフル

はつ酵乳 各100ml
○許可表示 生きたまま腸内に到達する
乳酸菌 シロタ株 L-ガゼイ YIT 9029 の働きで、
良い菌を増やし悪い菌を減らして、
腸内の環境を改善し、おなかの調子を整えます。
○1日当たりの摂取目安量: 1 個
[食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。]



人も 地球も 健康に

Yakult

福島ヤクルト販売株式会社 TEL.024(535)8960

会津ヤクルト販売株式会社 TEL.0242(22)8960

郡山ヤクルト販売株式会社 TEL.024(945)8960

いわきヤクルト販売株式会社 TEL.0246(58)8960



“心豊かに…… 未来にひろがる 食文化,,

We are もっとおいしく、もっとのしく
業務用外食材のパートナー

丸和食品株式会社

本社 / 〒963-0101	郡山市安積町日出山4丁目117番地	TEL 024(941)3430	FAX 941-3431
郡山営業所 / 〒963-0101	郡山市安積町日出山4丁目117番地	TEL 024(941)3434	FAX 941-3433
福島営業所 / 〒960-8141	福島市渡利字平内町6番地	TEL 024(521)5411	FAX 524-1279
会津営業所 / 〒965-0005	会津若松市一箕町大字龜賀字郷之原209-1	TEL 0242(25)1061	FAX 25-4502
いわき営業所 / 〒970-0062	いわき市平字東町20番地の6	TEL 0246(21)1767	FAX 21-5742



食べる楽しさに 安心を添えて

紅食株式会社は、業務食品、業務用冷凍食品をはじめ、
治療用食品、介護用食品、非常用食品等の販売会社です。
お子様からご高齢者様へ食のサポート事業を展開しております。

全国病院用食材卸売業（協）
(社)学校給食物資開発流通研究協会
(社)日本外食品卸協会
日本給食品連合会
福島県組合員

紅食株式会社
福島県須賀川市卸町12
TEL 0248-76-8121・FAX 0248-76-8124



施設づくりも、エコの時代。東北電力からのご提案です。

業務用

電化厨房システム

「厨房、そろそろ新しくしたい」。そんな経営者の方におすすめるのが、「電化厨房システム」です。電気式なので厨房内の温度が上がりず、スタッフも快適に働けます。しかもドライキッチンで安全、安心な厨房づくりを実現。さあ、あなたの厨房も人と環境にやさしい電化厨房にしませんか?



電化厨房は、「3C+P」を実現します

Cool [クール]

厨房内の温度や湿度の上昇を抑え快適です。空調負荷も軽減されます。

Clean [クリーン]

炎がないので、油煙やススの発生が抑えられ、調理台や床などの清掃も簡単で衛生的です。

Control [コントロール]

調理の温度と時間の設定が容易になり、作業の標準化が図れます。

+ Productivity [プロダクティビティ]

3Cの厨房環境改善により、調理のシステム化・マニュアル化が可能となり、生産性の向上につながります。

● さまざまな施設に対応しております。

福祉施設 | 病院 | ホテル | レストラン | スーパー など



より、そう、ちから。
東北電力

○お気軽に、お問い合わせください
福島支店 発電・販売カンパニー 法人営業グループ
☎ 024-540-5109

オール電化の満足を、ビジネスにも。
東北電力から提案します、業務用電化システム



株式会社
ホームナース

管理栄養士 募集中!!

お問い合わせ: 022-716-2080

トータルライフケアのパートナー



当社では明るく活力ある社会づくりの貢献を目指して、働き盛りの年代、あるいは主婦の方々や高齢者の方々を対象に生活の質（QOL）の向上などを目標に**保健指導事業**を行っております。

特定保健指導に協力していただける管理栄養士さんを募集しております。

まずは上記までご連絡ください。



本社

広島県広島市東区光町2丁目7-17 第二京谷ビル401号

営業所

宮城県仙台市青葉区国分町1丁目8-10 大和ビル4階

「私たちの地域社会貢献」

私たちの業種は製造業に分類されます。決して目立つ会社ではありません。
取り扱っている商品は使用者が主役、提供者が裏方、私たちはそこに商品を届けるいわば、
一喜方の喜方一です。
介護ではないかもしれない、認知症も低いかもしれない。
それでも私たちは地域の「医療」「介護」のインフラの一端を担っているという自負を持ち、
事業員一丸となって日々の業務に取り組んでいます。
「有り得なくなった日々の健康のお手伝いをしたい。」
そんな気持ちから始まった会社です。私たちは、これからも食と福祉からQOL(生活の質)向上を
ハイタッチするよう様々なことに取り組んでまいります。

人生100年時代をサポートする企業として



人生100年時代における医療・介護会での医療に必要な機器用具や介護用品。
なかなか「うつむけている企業は多くありません」。
安心・信頼の万全な商品を心なさいれる方の力になることだけでなく、
安心・信頼の万全での医療行為を実現する会社を目指します。これから進む人生100年時代に
おき、心地よく過ごせる生活の質を心から守り抜けてまいります。

安定流通

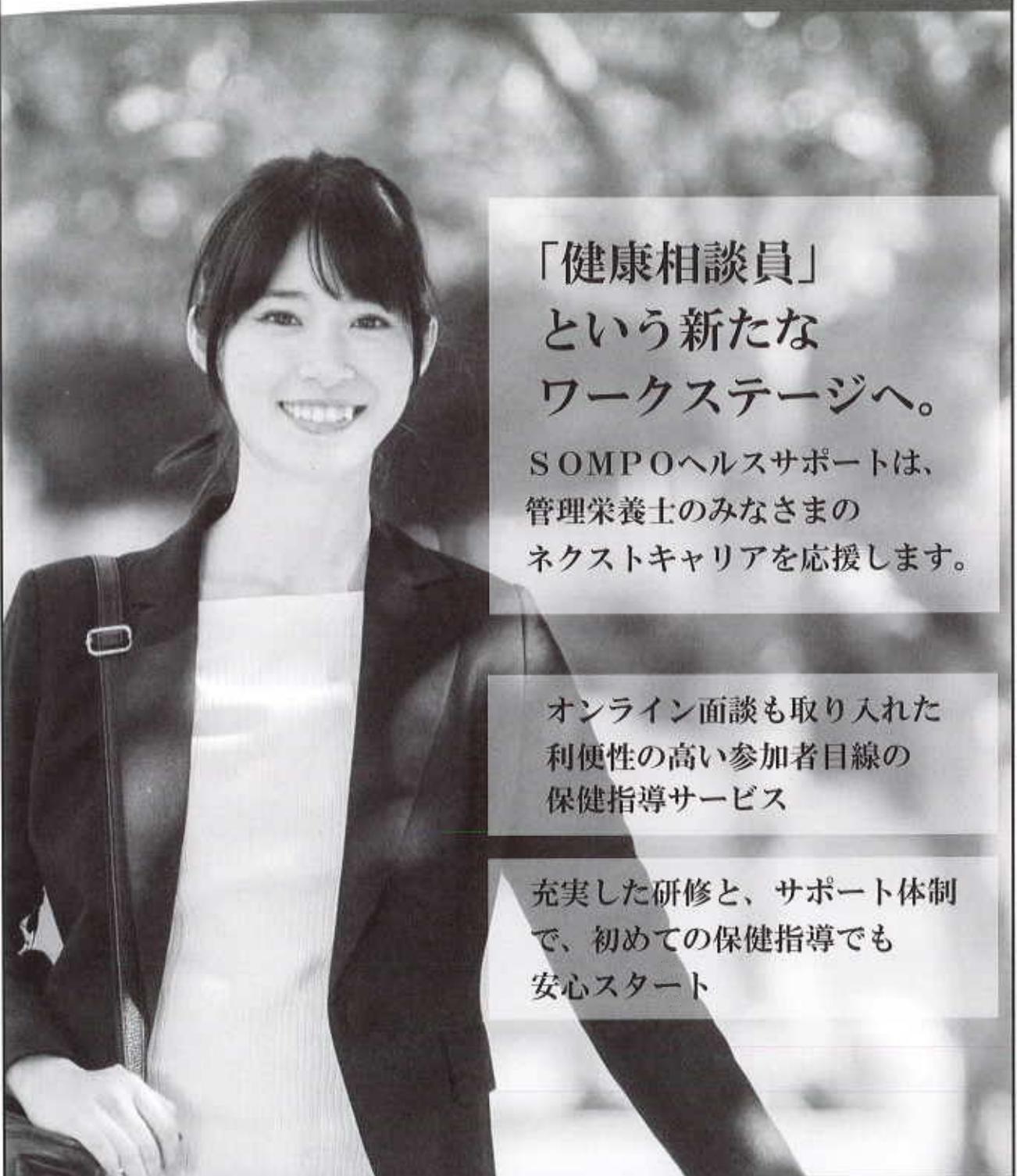
岩手県、青森県、秋田県、宮城県、福島県の5県に計11拠点を展開。
(医療食部4、介護用品部7)
食品の入出庫や地域のニーズ対応、流通の安定性確保を目的として、それそれが
在庫環境を備え、社内でも商品の調達を行えるようにしています。
△医療食部 △介護用品部

株式会社小田島アクティ医療食部 福島営業所

TEL 024-947-00637 FAX 024-947-00638



SOMPOヘルスサポート



「健康相談員」
という新たな
ワークステージへ。

SOMPOヘルスサポートは、
管理栄養士のみなさまの
ネクストキャリアを応援します。

オンライン面談も取り入れた
利便性の高い参加者目線の
保健指導サービス

充実した研修と、サポート体制
で、初めての保健指導でも
安心スタート

お問い合わせ **0120-739-505** SOMPOヘルスサポート株式会社

<https://sompo-hs.co.jp/recruit> 東京都千代田区神田淡路町1-2-3

